

愛大事件

(1952年5月7日)

豊島 忠

〈卒業生〉

事件の発端

昭和27(1952)年5月7日の夜11時半頃、2名の警官が豊橋キャンパス東側土手方向から大学の構内に侵入したのを、学生に発見され1名は逃げ、1名は捕まった。問われても侵入の理由を答えられず、そのため一時は縛られ、警察手帳と拳銃を取り上げられ、謝罪文を書かされたうえ帰された。その場には騒ぎを聞いて大勢の寮生が駆けつけ、また学内の教員宿舎からは輔導部長の玉井先生も出てこられて、その場に立ち会われた。

翌日5月8日には八番教室で緊急学生大会が開かれ、出校して事件を聞いた学生も集まって、広い八番教室が立錐の余地がないほど一杯になった。学長も自ら出席し、当夜の状況をつぶさに問われた。そのなかで、学長は警官を最初に見た人は状況を説明して欲しいと訴えたところ、しばらく間があって一人の学生が手を挙げ、侵入時の状況をありのまま話した。それが新一年生の田島君である。

彼は富山県出身で、4月半ばに学校へ来たばかりであった、当夜高校時代の恩師で、愛大助手になっていた永田成恭氏に、学内にスパイが出入りしているらしいのでと頼まれて、友人の保正君と見張りにでていて、たまたま最初に警官が入ってくるところを、目撃してしまったわけである。学長にいわれ二人はお互いにお前がお前がと譲りあったのであるが、結局田島君が手を挙げ、警官の侵入状況を見たままを話すことになった。実

はこのために田島君は後に逮捕される事になる。

5月19日早朝、警官約600名を動員して、学生寮を取り囲み強行検挙が行われた。検察は13名の逮捕状をとり、最終的に学生8名、講師1名、犯人隠匿で2名が逮捕された。

自治擁護統一委員会の設置と全学的な抗議

連日の学生大会が開かれ、そのなかで豊橋警察署の警備係が恒常的に学校に出入りし、組織的に学内情報を収集していた実態、さらに特審局員による学生への金銭提供による情報収集依頼などが次々と暴露されるなど、その実態が明らかにされるとともに、単なる警官の不法侵入にとどまらず、思想、学問、研究の自由への重大な侵害にたいする怒りが高まり、学生自治会を中心に全学的な自治擁護統一委員会の結成へとすすんだ。

強行検挙のあと、自治擁護統一委員会のもとで、逮捕学生の救援活動が組織され、研究会、ゼミごとに討論をし、東京、大阪の各大学に説明会と支援依頼に出かけ、行く先々で大きな支援、カンパをいただいた。学生、教職員もまた手分けをして豊橋の市内各地で事件の真相説明会をもち、ビラ配布などをおこなった。

強行検挙に対して、全学教授会は「学生の逮捕は、警官の無断立入りに起因し、学問の自由、大学の自治の原則を脅かす重大問題である」とする抗議を名地検に申し入れている。

この間、学長は昭和27年6月10日に衆議院行

政監察委員会において、警察と大学をめぐる紛争問題の証人として出席し証言をおこなっている。さらに事件後直ちに弁護士登録をおこない、長い公判闘争を通じて一貫して学生の弁護にあたられるのである。

事件に対する検察、警察側の主張

検察は当初から事件は日本共産党「51年テーズ」に基づく非合法統一戦線の一環で「綿密な共同謀議による警察権への反抗」とみていた。このような観点から事件は、当初から検察主導でマスコミを利用して、共産党がらみの暴力学生事件として世論の誘導がすすめられた。同様に豊橋市警の立場も「自体は特種な場所において行われ且つ、一つのイデオロギーの一環として行われたことは明瞭であるから……一挙にこれら不逞分子の検挙を断行せんとした」と報告書で述べている。（『国家地方警察警備本部警備部資料月報』9号、119頁「豊橋市警察署報告書」）

このように検察・警察は当初から共産党が絡んだ、計画的な謀略事件として断定し立件しようとした。

そのために、検察・警察は「二巡査は北門付近を警ら中、挙動不審者を発見職務質問したところ、逃走したため追跡して大学構内へ入った」即ち公務執行のため構内に入ったと主張した。さきに学生が目撃したように「東南隅の土手を乗り越えて大学構内に侵入した」とする大学側の主張と、真っ向対立することとなった。これが事実認定における最大の争点となった。

このような検察と警察の論理は、公判の過程で破綻し、一審では共同謀議自体が否定され、さらに二審では核心とした北門侵入説自体が否定されるのである。

ながい公判闘争と判決

事件が起きた昭和27（1952）年5月7日から、

第一審判決が9年後の昭和36（1961）年8月14日、第二審判決がさらに9年後の昭和45（1970）年8月25日、最高裁判決が昭和48（1973）年4月26日、実に21年間にわたった。

愛大事件逮捕者は天野拓夫、吉村久、田村哲男、田嶋嘉雄、高井昭吾、鶴飼義夫、宮本和彦、二階堂憲之助、金丸一夫のほか星野文次、金洛賢の2名が犯人蔵匿罪で逮捕されている。裁判中に吉村久、宮本和彦が亡くなっている。

判決

第一審判決「警官の立ち入りは警ら中挙動不審の者が大学構内に入ったのを見て、職務質問をする目的でなされたものと認められるから不法侵入とはいえない。しかし当時の愛知大学が置かれた状況の下では、学生が大学関係者の一人として立入を現認した場合、立ち入りの理由を問い質し適宜の措置を講じることはゆるされる。二巡査の態度が明確を欠いていたことを考慮すれば、詰問と連行を限度ではやむを得ないものといえるが、殴打し、縛り、謝罪文を書かせた行為は手段・方法において相当性の程度をこえ、過剰行為としての責任を免れない。したがって公務執行妨害罪、逮捕罪、強制罪が成立するが、その動機・目的に照らし刑法三十七条一項但書（過剰避難）を準用して、刑を免除する」というものであった。（『愛知大学五十年史』p.175）

第二審（控訴審）「内田、遠藤両名の北門立ち入りの顛末に関する限り、右両名の供述を全幅的に信用することはできない。……両巡査の構内立ち入りの場所のみでなく、立入の動機、目的も不明とせざるを得ず。このことは、ひいては、両巡査の立入後の行動の職務性についても、また、これを認めるに由なきことに帰するほかないから、……両巡査の適法な職務行為の存在を前提とした公務執行妨害罪の点に関する限り事実誤認がある」としながら、学生の行為を「誤想防衛（刑法三十六条二項）の過剰行為としての責任を負うが、……刑を免除するのが相当である」とされた。（前掲172頁）

二審では、事実認定で、この事件の重大な争点である警官の北門侵入そのものが否定され、したがって一審判決での公務執行妨害罪は成立しないとしている。

一方、警察の警備活動と大学の自治との関連の問題では、一二審とも、「緊急やむを得ない事由ある場合を除き、大学内への警察官の立入は、裁判官の発する令状による場合は別として、一応大学側の許諾または諒解のもとに行うことを原則とすべきである」としているが、愛大事件の重要な争点である、大学の自治と警察権の限界については、最高裁は憲法判断にふれずに上告を棄却している。

大学の自治と警察権の限界については、本事件を機に学内外より多くの論文が出されている。

事件の背景

当時の愛知大学は、学校創立から数年にすぎず、学生も教職員と一体になって、学問環境や学生の生活環境の改善に取り組んできた。学生は海外からの引揚者と、陸海軍からの復員者などで、その殆どが戦争体験者であり、新しい社会への大きな希望と、平和と民主主義へ強い思いをいできて入学してきた。ただ昭和25（1950）年には学制改革によって新制大学へ移行し、学生層は東海地方出身者が多くなっていった。ともあれ学生自治会はその中心になって活動をすすめてきたもので、多くの私学のように、旧いしがらみもないこともあり、豊橋という一地方にありながら、私学では最も早く、学生の全国組織である全学連の結成にも深く関わってきたという経緯を持っている。それだけに学内問題だけではなく、当時の国の政治、社会の動向につよい関心をもっていたといえよう。その意味では保守性のつよい豊橋市民にとって目新しい存在であったかもしれない。逆に社会・政治動向の激変の中で、公安警察関係からは、多分に警戒の目をもって眺められていたのではなかろうか。

昭和26年に学生自治会が主催した原爆展には、1万数千人の市民がおとずれたように、様々な形で市民にとけ込もうとしていた。

学生運動・自治会と森谷輔導部長の対立

学内では当時の森谷克己学生部長（のちに輔導部長に名称変更）が学生運動をめぐって学生自治会と鋭く対立していた。昭和26（1951）年5月頃には輔導部長と厚生課長が案内して私服警官の寮内立入り調査があり、輔導部長が警察と通じているとの理由で排斥運動が起こった。また10月には輔導部長の提議で、7名の自治会役員の退学処分という教授会決定がなされ、それに対して7名の教員が“弾圧を持って教育に代えてはならない”と主張し、再審議で処分は撤回されるという事態にいたった。

警察・特審局による学生への働きかけ

特審局員後藤俊と名乗る人物によって、一学生へ金銭や物品供与による、学生自治会や寮生の情報の提供、ビラ、パンフレットなどの資料収集を依頼し、帰省中は自宅へ直接訪れて情報の提供をせまり、寮へは本人の兄名義で情報提供の依頼状が二度も三度も舞込むなど執拗な工作がなされた。この件は本人が朝西自治会副委員長（当時）に告白し明らかになったものである。

また豊橋市警警備係野沢ほか一名が恒常的に学校へ出入りしており、ビラなどの資料収集、壁新聞の筆跡鑑定から、学生大会、全寮大会での発言、各研究会の名簿、会員の思想傾向まで調べるといふ有様であった。自宅、下宿周辺の聞き込みなども頻繁におこなわれていた。

警察、特審局などの情報収集活動に対する学生の不安と警戒感が高まっていた折から、大学構内に居住する某教授宅に不審な人物が潜伏し、毎夜11時頃に出かけるとの情報があり、職員住宅の方から学生自治会に調査依頼があった。学生達はこの不審な人物を捕まえようと思張りをしていて事件にまき込まれるのである。

愛大事件にさきだって、東大ポポロ座事件をはじめ教育大、早稲田大学でも、警官と学生との衝

突事件が頻発している。

小岩井浄先生は、昭和27（1952）年7月号『改造』で「ファシズムと闘う学生群」と題して、頻発する学生と警官の衝突事件には深い原因や根拠があるとし、それは当時の歴史的情勢が大きなファクターとし、冷戦体制と朝鮮戦争にみる戦後秩序の大きな変化にあるとしている。そうして学生と警官の衝突事件は「現在日本のおかれている歴史的情勢を尖鋭・集約的に表現している」とし、当時の政治的激動期のなかで、「学生とは、右に述べてきた複雑にして深刻な情勢に直面し、これを最も敏感に受け取る青年達である。日本の将来に対する不安も学園の危機も身にしみじみと、彼等は実感を以て感ずるのである」と述べている。

愛大事件の意味するもの

当時立命館大学の末川総長や同志社大、阪大学長などの激励もあったが、全国一の赤い大学と誹謗され、また約束した大学への寄付を断られるなど、大学の存続自体を問われる状況にあった。とくに卒業期にあり、就職試験を目前に控えた学生には深刻な問題であった。にもかかわらずこれらの学生も含めて、全学的な闘いに導いたものは何であつたらうか。そこには自治会執行部への信頼、杜撰で強圧的な警察・検察への反発など幾つか上げられるが、なによりも本間学長を中心に教授会が一体となって学生を支持したことによろう。勿論当時の激しい学生運動のあり方に対して、教授会のなかにも様々な意見があったことはむしろ当然であるが、それらを一つに結集しえたのは、戦後新しい理念のもとに愛知大学を創立された本間学長と建学の同志である小岩井浄先生の力によるのではなからうか。

事件の翌月6月10日に衆議院行政監察特別委員会で、頻発する学生と警察の衝突問題で、証人として喚ばれた本間先生の証言のなかに、この問題に対する先生の決意をみることができる。

以下に衆議院行政監察特別委員会での、本間学

長の証言と公判での発言の一部を抜粋し掲載する。

1. 学生について 学生のなかには、政治意識の高い学生もあれば、ほとんど無関心な学生がいることは当然で、その点とくに愛大が変わっていたわけではない。「理論的なことを議論するということになると、フラクションに属しているような共産主義的なものがリードする……そういう尖鋭分子が少数ある……。それから本当に勉強したい、こういう学生もおります。それからある者は、卒業して就職すればよいのだ、卒業免状をもらえばよい、こういう傾向の学生、これは一番多いのではないかと思います、……少数ではあるけれども、パチンコばかりやっておるというような者もある。私は現代の学生は、大体そういう四種類にわけて見えています。しかし尖鋭分子がそのあとの三つの分子を全部糾合して一線にもって行くには、それ（彼等）にアピールするところの何か正しいものを持ったときのみです。その人が不当なことを言っていた場合にはくっついていきません」（議事録第26号18頁）
2. 教職員の所属政党について 「私はどの政党に入っても一向にかまわないと思います。共産党に入っている先生であろうが、自由党に入っている先生であろうが……これは各人のめいめいの政治的行動の自由でありますから、そういうことについて教育上私は別に何も考えておりません。またそうあるべきだと私は信じています」（前掲19頁）
3. 若者に期待する 学生に「お前たちもつと研究をしろ、研究しなければいかぬぞということはもちろん言いますが、しかし、明治維新をごらんになればわかりますが、だれが明治維新をしたか、それはみな二十代であります……敗戦、占領下のこの苦勞を経て、そうしてこの社会について何らの感じも持っていないような若い者が役に立ちますか」（前掲

24頁)

4. 教育の信条 「長いものには巻かれろ、出る杭はたたかれる。何か正しいことを言えば損するから、あれはばかだ、それが日本の教育だった」「私は日本の教育は正しいことについては勇敢でなければならない。と考え、これを私の教育の信条としていました。従って学生は正しいことをやることについては勇敢でなければならない。何が正しいかは、この四年の間に十分勉強していくのが、本学に入ってきた目的である」(前掲24頁)
5. 検察の捜査協力要請に対し そういう場合において「検察庁に対して、あの子は怪しい、この子はどうも変だというようなことを、私ども教育者として言うべきじゃないとおっしゃる。むしろここにもある通り、三親等内の親族は証言を拒むことさえできる。あの精神、教育者として自分の教え子に対する気持ちは、三親等内の親族以上です。(検察庁は)あのおとき暴行の際にいた学生をみな何時何分までに出頭させよ、それができないと強権を発動するという……それに対してはいはいと応ずるような学校であったら、そんな学校はつぶした方がいいとわたしはおもいます」(前掲21頁)
6. 事件の影響について 「来年の卒業生は就職は非常に悪くなるだろう。現に早稲田はレッド・パーズの結果2年間くらい卒業生の就職が悪かった。……あるいは寄付金の集まりも悪くなるだろう……」「私は学校を営利のためにやっているのではないのです。従って金が集まろうが集まらなからうが、気のあった人は来て勉強してくれればいいのであって、決して金を集めるために評判をよくしようとか、人によく思われようとか、そんなことは考えておりません。……しかし私の気持ちに共鳴してくれる人があって、一銭半銭といえども出してくれる人があったら非常にありがたいとおっしゃいます」(前掲32頁)

7. 学問・思想の自由について 私は思想の内容にタッチしないことが、思想の自由だと思います。どの程度ということはない、どの思想でもお互いに論議しあって、それがいい悪いということ批判することが学問の自由だと思っております。決して思想の内容にリミットがあるとは思っていません。(前掲27頁)
8. 真実と正義を語る勇気をもて(法廷での天野弁護人との応答から) 天野「特に愛知大学の建学の特徴というようなものについても、一審でお述べになっておられるけれども、正しいことについて勇敢であれというモットー、そういうものが建学の一つの精神でもあった」本間「建学という場合、われわれとか小岩井君とか学校の同志の人が日常つくづく感じておったことです。それでもしわれわれが正しいことについて勇敢にものをいっておったなら、あんな戦争はあんなふうにはいかないですんだんじゃなかったかというような気持ちさえ持っておった。これはしかし命がけでなければ言えなかった。その勇気がなかったということについて僕は非常にざんきの念に耐えないで、同文書院で学生におわびしたことがある。そして私は教育官にはならないというんで、愛大創立の時には教授の名前を出さないでくれ、罪滅ぼしで財団法人の理事の仕事をする……」(1969年11月18日、控訴審第31回公判調書1万8,690枚目)

以上の証言のなかで、本間先生はまことに淡々と教育者とは、また大学とはいかにあるべきかを、自らの所信として述べられている。委員会での委員の鋭い、ときにはまことに意地の悪い質問に対して、毅然として答えられているのである。そうして裁判に当たっては、日常の事を処するように、長期にわたる被告学生の弁護にあたられたのである。

事件で被告の中心にあった田島貞雄は「愛大なかりせば、検事論告求刑のごとく、“職業的闘士、左翼暴力学生の警官への理由なき反抗、警官つる

し上げ事件”“日共愛大細胞・中核自衛隊による共同謀議、一斉襲撃事件”としてデッチあげられ不名誉な扱いをうけたであろう。」（『抵抗』36頁）と述べている。

事件後長身の先生が風呂敷包みを抱え、運動場で遊ぶ学生の姿を実に楽しそうに眺めながらゆっくりと歩まれる姿を忘れえない。

追補 愛大事件の裁判で忘れてならないのは、天野末治主任弁護人をはじめ桜井紀、白井俊介弁護士など自由法曹団に属する多くの先生方の尽力である。

天野弁護士を中心に徹底的な事実検証に基づいて、検察側の矛盾を一つ一つ丹念に解きほぐし、突き崩していくことによって、事件から当初の謀略性を排除し、さらには警官の北門侵入という、検察が主張する唯一の事実認識すら否定されるという結果を導き出したのである。

これら自由法曹団の先生方と、三代学長を始め、

論文その他で積極的に愛大事件にかかわり、弁護団の一員でもあった夏目文雄、木田純一先生など学内諸先生との協同が、事件の解明と実質勝利に導いたものであろう。

それに反して、当初壮んであった学生は、私も含めてほとんど傍観者にすぎなかった。就職その他様々な事情があったにせよ、まことに忸怩たるものがある。

参考資料

- 『愛知大学五十年史』「愛大事件」浅井敦
- 衆議院第13回国会 行政監察特別委員会 第26号
- 『学園の自由をまもれ』愛知大学自治統一委員会編
- 『抵抗』愛大事件を記憶する会編 2004年3月3日
- 『層としての学生運動』武井昭夫学生運動論集、スペース伽耶
- 『愛知大学新聞』1961年5月13日 第126・127合併号「愛知大学事件特集」

※注：上記『抵抗』末尾に愛大事件関係資料を掲載。